

船舶事故等調査報告書

平成22年2月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009長第128号	
事故等種類	運航不能（機関損傷）	
発生日時	平成21年7月1日 19時30分ごろ	
発生場所	長崎県佐世保市 浮瀬の西方約1.5海里付近	
事故等調査の経過	平成21年10月15日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 漁船 68^{こうせい}光生丸、19トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 NS2-13667（漁船登録番号）、有限会社光生丸水産</p>	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	クランクのメタル類焼付き、クランク軸及びクランクケース損傷	
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、浮瀬西方沖で操業中、アイドルリング回転としていた主機が自停したので、再起動したところ急回転を起こした。</p> <p>このため、船長は、機関を停止させたが、運転不能と判断し、本船は、僚船にえい航されて佐世保市浅子漁港に帰港した。</p>	
気象・海象	気象：天気 雨、風向 北北西、風力 2～3	
その他の事項	<p>主機燃料噴射ポンプのコントロールラックのセットボルトが折損していた。</p> <p>コントロールラックに設けられたガイド溝の両端に金属光沢があった。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>なし</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>セットボルト先端部が折損していた。 セットボルトは、主機燃料噴射ポンプコントロールラックのガイド溝両端に、繰り返し接触したため、折損した可能性があると考えられる。 セットボルト先端部が折損したことから、再起動時にコントロールラックが増速位置まで動いて引掛かり、戻らなくなったため、急回転した可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が浮瀬西方沖で操業中、自停した主機を再始動した際、燃料噴射ポンプコントロールラックのセットボルト先端が折損したことから、同ラックが増速位置まで動いて引掛かり、戻らなくなったため、急回転してクランク軸等が焼損したことにより発生した可能性があると考えられる。</p>	